

第5回市民参画・協働推進委員会資料

| No. | 計画及び条例等の名称                                     | 計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）   | 重要  | 除外 | 除外する理由<br>（重要なものに該当しない理由）   |
|-----|--|---|-----|----|---|
| 1   | 花巻市行政手続条例の一部を改正する条例<br>【総務課】                   | <p>【目的】<br/>行政手続法の一部改正に準じて、所要の改正を行う。</p> <p>【内容】<br/>行政手続法の改正により、市の条例、規則に基づく行為についても同様の規定を設けようとするため、以下の条項を新設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政指導の根拠等の提示の義務化</li> <li>・行政指導の中止等の求め</li> <li>・処分、行政指導の求め</li> </ul> <p>【議会及び施行日】<br/>①議会提案 平成27年3月議会<br/>②施行日 平成27年4月1日</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】<br/>①名称<br/>行政手続法<br/>②法令改正施行日<br/>平成27年4月1日</p> | 対象外 |    | 行政手続法の改正に準じて、市条例においても同様の改正をしようとするもの。（同法において、地方自治体も同法の趣旨に則り、必要な措置を講ずるよう努めるものとされている。） |
| 2   | 花巻市財産評価審議会条例<br>【契約管財課】                        | <p>【目的】<br/>地方自治法第138条の4に規定される附属機関の設置を条例で定めるもの。</p> <p>【内容】<br/>公有財産の取得、処分等する場合に当該財産の評価について審議する市長の諮問機関を規定するもの。</p> <p>【議会及び施行日】<br/>①議会提案 平成27年3月議会<br/>②施行日 平成27年4月1日</p>  | 対象外 |    | 執行機関の附属機関を設置する条例であり、条例制定が市民に影響を与えるものではないため。   |
| 3   | 花巻市農村滞在施設条例の一部を改正する条例<br>【農政課】                 | <p>【目的】<br/>新規就農者の定住を促進するため、施設使用料の額を改定を行う。</p> <p>【内容】<br/>農村住宅を使用料を施設の規模に応じて減額改定する。</p> <p>【議会及び施行日】<br/>①議会提案 平成27年3月議会<br/>②施行日 平成27年4月1日</p>  | 対象外 |    | 新規就農者の定住支援のための改正であり、市民への影響が生じないため。  |
| 4   | 花巻市特別用途地区における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例<br>【都市政策課】 | <p>【目的】<br/>建築基準法の一部改正に伴い、条例の改正を行う。</p> <p>【内容】<br/>引用している建築基準法が改正されたことに伴い、条例中の引用条項の改正を行う。</p> <p>【議会及び施行日】<br/>①議会提案 平成27年3月議会<br/>②施行日 平成27年6月1日</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】<br/>①名称<br/>建築基準法<br/>②法令改正施行日<br/>平成27年6月1日</p>   | 対象外 |    | 引用している建築基準法が改正されたため。  |

第5回市民参画・協働推進委員会資料

| No. | 計画及び条例等の名称   | 計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）   | 重要  | 除外 | 除外する理由<br>（重要なものに該当しない理由）                                     |
|-----|--|---|-----|----|---|
| 5   | 花巻市手数料条例の一部を改正する条例<br>【都市政策課】  | <p>【目的】<br/>建築基準法等の一部改正に伴い所要の改正を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物に関する構造計算適合性判定手数料の削除</li> <li>・長期優良住宅建築等計画、低炭素建築物建築等計画に関する構造計算適合性判定手数料の削除</li> <li>・長期優良住宅の認定基準の見直しに伴う審査手数料の改定</li> </ul> <p>【議会及び施行日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①議会提案 平成27年3月議会</li> <li>②施行日 平成27年4月1日</li> </ul> <p>【法令等に基づく改正の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①名称<br/>建築基準法</li> <li>②法令改正施行日<br/>平成27年6月1日</li> <li>①名称<br/>住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則</li> <li>②法令改正施行日<br/>平成27年4月1日</li> </ul> <p>※長期優良住宅の認定基準の見直しに伴う審査手数料の改定にあつては、平成27年4月1日に施行する。</p> | 対象外 |    | 建築基準法の改正に伴う手数料の改正であるため。                                       |
| 6   | 花巻市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例<br>【長寿福祉課】   | <p>【目的】<br/>介護保険法の一部改正に伴い、条例の改正を行う。</p> <p>【内容】<br/>引用している介護保険法が改正されたことに伴い、条例中の引用条項の改正を行う。</p> <p>【議会及び施行日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①議会提案 平成27年3月議会</li> <li>②施行日 平成27年4月1日</li> </ul> <p>【法令等に基づく改正の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①名称<br/>介護保険法</li> <li>②法令改正施行日<br/>平成27年4月1日</li> </ul>   | 対象外 |    | 引用している介護保険法が改正されたため。  |
| 7   | 花巻市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例<br>【長寿福祉課】 | <p>【目的】<br/>介護保険法施行規則の改正に伴い、条例の改正を行う。</p> <p>【内容】<br/>介護保険法施行規則に地域密着型介護予防サービス事業の基準が定められていることについて、規則の一部改正より基準が改正されたため、所要の改正を行う。<br/>規則の改正内容は、「従うべき基準」、「標準とする基準」及び「参酌すべき基準」とあるが、参酌した結果、規則改正と同様の条例改正を行う。<br/>その他、引用条項及び文言の整理を行う。</p> <p>【議会及び施行日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①議会提案 平成27年3月議会</li> <li>②施行日 平成27年4月1日</li> </ul> <p>【法令等に基づく改正の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①名称<br/>介護保険法施行規則</li> <li>②法令改正施行日<br/>平成27年4月1日</li> </ul>  | 対象外 |    | 介護保険法施行規則の基準に従い又は標準として又は参酌している条例の改正であり、改正が市民に大きな影響を与えるものではない。 |

| No. | 計画及び条例等の名称  | 計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）  | 重要               | 除外      | 除外する理由<br>（重要なものに該当しない理由）                                     |
|-----|---|--|------------------|---------|---|
| 8   | 花巻市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する条例の一部を改正する条例【長寿福祉課】 | <p>【目的】<br/>介護保険法施行規則の改正に伴い、条例の改正を行う。</p> <p>【内容】<br/>介護保険法施行規則に地域密着型サービス事業の基準が定められていることについて、規則の一部改正より基準が改正されたため、所要の改正を行う。<br/>規則の改正内容は、「従うべき基準」、「標準とする基準」及び「参酌すべき基準」とあるが、参酌した結果、規則改正と同様の条例改正を行う。<br/>その他、引用条項及び文言の整理を行う。</p> <p>【議会及び施行日】<br/>①議会提案 平成27年3月議会<br/>②施行日 平成27年4月1日</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】<br/>①名称<br/>介護保険法施行規則<br/>②法令改正施行日<br/>平成27年4月1日</p> | 対象外              |         | 介護保険法施行規則の基準に従い又は標準として又は参酌している条例の改正であり、改正が市民に大きな影響を与えるものではない。 |
| 9   | 花巻市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例【国保医療課】   | <p>【目的】<br/>乳幼児のいる世帯の医療費負担のさらなる軽減を図り、子育てしやすい環境の整備を進めるため改正を行う。</p> <p>【内容】<br/>・乳幼児医療費の受給対象者を拡大するため、所得制限を撤廃する。<br/>・自己負担を免除するため、給付費を拡大する。</p> <p>【議会及び施行日】<br/>①議会提案 平成27年3月議会<br/>②施行日 平成27年4月1日施行</p>   | 対象外              |         | 既の実施している乳幼児医療費助成事業の受給者と給付費の拡大を図るため。                           |
| 10  | 花巻市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例【こども課】   | <p>【目的】<br/>子ども・子育て支援法の施行に伴い、子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額について必要な事項を定める。</p> <p>【内容】<br/>保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案し、政令で定められた額を限度とし、以下の区分で利用者負担額を定める。<br/>・1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要なし）<br/>・2号認定子ども：満3歳以上の保育必要あり<br/>・3号認定子ども：満3歳未満の保育必要あり</p> <p>【議会及び施行日】<br/>①議会提案 平成27年3月議会<br/>②施行日 平成27年4月1日</p>   | 工<br>務<br>権<br>利 | 市税<br>等 | 国が示した利用者負担額を上限として市が定める。                                       |

## 第5回市民参画・協働推進委員会資料

| No. | 計画及び条例等の名称                       | 計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）   | 重要            | 除外      | 除外する理由<br>（重要なものに該当しない理由）   |
|-----|----------------------------------|---|---------------|---------|---|
| 11  | 花巻市保育の実施に関する条例を廃止する条例<br>【こども課】  | <p>【目的】<br/>子ども・子育て支援法の施行に伴い、保育の必要性の認定要件が定められたことのほか、保育料を別途条例を定めるため現条例を廃止しようとするもの。</p> <p>【内容】<br/>条例廃止</p> <p>【議会及び施行日】<br/>①議会提案 平成27年3月議会<br/>②施行日 平成27年4月1日</p>  | 対象外           |         | 児童福祉法の改正により、保育の実施基準が子ども・子育て支援法に基づく保育を必要とする事由に移行され、条例に規定する事項が不要となったため。 |
| 12  | 花巻市幼稚園保育料等条例の一部を改正する条例<br>【こども課】 | <p>【目的】<br/>子ども・子育て支援法の施行に伴い、新たに保育者の利用者負担額を定める必要があり、所要の改正を行う。</p> <p>【内容】<br/>「保育料 月額5,700円」を「保育料 月額 花巻市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例第2条第1項に定める額」に改める。</p> <p>【議会及び施行日】<br/>①議会提案 平成27年3月議会<br/>②施行日 平成27年4月1日</p> | 工<br>義務<br>権利 | 市税<br>等 | 子ども・子育て支援法に基づき、別条例で保育者の利用者負担額を定めるもの。                                  |